

○長崎市老人クラブ助成金交付要綱

平成13年3月16日

告示80号

改正 平成16年3月31日告示第131号
平成17年6月22日告示第352号
平成18年4月7日告示第288号
平成19年6月20日告示第459号
平成21年3月31日告示第183号
平成21年6月25日告示第415号
平成22年3月31日告示第189号
平成23年3月28日告示第201号
平成25年3月27日告示第176号
令和元年5月9日告示第297号
令和元年7月31日告示第483号
令和6年3月15日告示第147号
令和6年6月10日告示第422号
令和8年2月18日告示第84号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の老人クラブの活動を促進し、もって老人の福祉を増進するために、予算の定めるところにより、老人クラブ助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 この要綱において助成金の交付の対象となる老人クラブは、次に掲げる要件を具備する老人クラブとする。

- (1) 老人クラブの会員（以下「会員」という。）の年齢が60歳以上であること。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。
- (2) クラブ活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者の構成であること。ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。
- (3) 会員数が15人以上であること。

- (4) 会員の互選による代表者を1人置くとともに、必要に応じた役員を置いていること。
- (5) 会員がクラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入していること。ただし、クラブの会則等の規定により会費が免除されている場合は、この限りでない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本助成金 1 老人クラブにつき、4月1日時点の会員数に750円を乗じた額に30,000円を加えた額を年額とする。ただし、算出した年額が60,000円未満の場合は、同円を年額とする。
 - (2) 結成準備金 1 老人クラブにつき50,000円
- 2 前項第1号の規定に関わらず、長崎市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブ(以下「未加入クラブ」という。)の基本助成金の額は、1老人クラブにつき年額46,560円とする。
- 3 年度途中で結成された老人クラブの基本助成金は、当該助成金の年額を12で除した額に結成月以降の月数を乗じた額とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 年度途中で解散した老人クラブの基本助成金は、当該助成金の年額を12で除した額に解散月以前の月数を乗じた額とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の対象経費)

第4条 基本助成金の対象となる経費は、老人クラブの活動に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費とする。

- 2 結成準備金の対象となる経費は、老人クラブの結成に必要な旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入費とする。

(助成金の交付)

第5条 基本助成金は、第3条第1項第1号に掲げる額の2分の1に相当する額を、6月及び10月に、それぞれ交付するものとする。

- 2 未加入クラブの基本助成金は、第3条第2項に掲げる額のうち23,280円を6月と10月にそれぞれ交付することとする。
- 3 結成準備金は、6月に交付するものとする。ただし、年度途中で結成された老人クラブの基本助成金及び結成準備金は、当該老人クラブが規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書を提出した日の属する月の翌月以降に交付するものとする。
- 4 結成準備金は、新たに結成された老人クラブに対し、1回限り交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の期日は、4月末日とする。

2 年度途中に結成された老人クラブの申請の期日は、当該年度の1月末日までとする。

3 規則第3条第1項第5号の書類は、前年度事業実績報告書及び助成金の振込口座を証する書類とする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第4号の規定による条件は、当該助成金に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを事業完了後5年間保管するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の期日は、補助金等交付決定通知書を受領した日から14日以内とする。

(変更事項の届出)

第9条 助成金の交付の決定を受けている老人クラブにおいて、申請内容に変更があつたときは、老人クラブ変更届（第1号様式）を変更のあつた日から30日以内に市長に届け出なければならない。

(解散又は活動の休止の届出)

第10条 助成金の決定を受けている老人クラブが解散又はその活動を休止しようとするときは、速やかに老人クラブ解散等届（第2号様式）を市長に届け出なければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の期日は、助成金の交付決定をした翌年度の4月末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、解散し、又は活動を休止した老人クラブは、解散し、又は活動を休止した日から30日以内に事業実績報告書を提出しなければならない。

(助成金の交付手続の特例)

第12条 規則第13条の規定による補助金等確定通知書及び規則第15条第2項の規定による請求書は、省略するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第131号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(長崎市老人クラブ研修補助金交付要綱の廃止)

2 長崎市老人クラブ研修補助金交付要綱(昭和53年4月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成17年6月22日告示第352号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則(平成18年4月7日告示第288号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年6月20日告示第459号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第183号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則(平成21年6月25日告示第415号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第189号)

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日告示第201号)

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第176号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年5月9日告示第297号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年7月31日告示第483号)

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日告示第147号）

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月10日告示第422号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則（令和8年2月18日告示第84号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の次に掲げる要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- (1) 長崎市在宅福祉推進事業実施要綱
- (2) 長崎市老人クラブ助成金交付要綱
- (3) 長崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- (4) 長崎市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱
- (5) 長崎市高齢者ふれあいサロン事業助成金交付要綱

第1号様式(第9条関係)

老人クラブ変更届

年 月 日

長崎市長

申請者 老人クラブ名
承認番号
理事区名
住 所
代 表 者 会長

長崎市老人クラブ助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更したので届け
出ます。

変更事項	代表者 ・ 振込口座 ・ 名 称 ・ その他 ()
新 内 容	
旧 内 容	

第2号様式(第10条関係)

老人クラブ解散等届

年 月 日

長崎市長

申請者 老人クラブ名
承認番号
理事区名
住 所
代表者 会長

長崎市老人クラブ助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

事 項	解 散 ・ 休 止
内 容	
時 期	

第1号様式（第9条関係）

第2号様式（第10条関係）